

## 労働委員会命令データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[\[命令一覧に戻る\]](#) [\[顛末情報\]](#)

## 概要情報

事件名	奥儀運送
事件番号	滋賀地労委 平成 5年(不)第1号
申立人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
被申立人	奥儀運送 株式会社
命令年月日	平成 6年12月27日
命令区分	一部救済(命令書本文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)
重要度	
事件概要	<p>本件は、会社が(1)組合から申入れのあった砂利洗浄場業務に関する勤務条件に係る団体交渉に誠意をもって応じなかったこと、(2)砂利洗浄場業務に従事しないことを理由として、申立人組合分会長X1に対し、懲戒処分を行ったこと、(3)X1に対して配車差別を行ったこと等が不当労働行為であるとして争われた事件である。</p> <p>滋賀地労委は、(1)砂利洗浄場業務に関する勤務条件に係る誠実な団体交渉の実施、(2)X1に対する懲戒処分がなかったものとしての取扱い及び賃金減額相当分の支払いを命じ、配車差別等については棄却した。</p>
命令本文	<p>1 被申立人は、中戸砂利洗浄場業務に関する勤務条件について、速やかにかつ誠実に申立人との団体交渉に応じなければならない。</p> <p>2 被申立人は、申立人組合員X1に対する平成4年7月21日付勧告書および同年8月24日付再勧告書ならびに同年9月14日付から平成6年6月29日付までの23回の懲戒処分をなかつたものとして取り扱い、同人に対して減給、昇給停止および出勤停止処分に係る賃金減額相当分を支払わなければならない。</p> <p>3 申立人のその余の申立てについては、棄却する。</p>
判定の要旨	<p>2244 特定条件の固執 会社が中戸砂利洗浄場業務問題について、まず就業規則に従うべきであると固執し、これに従わない分会長を懲戒処分等に付すなどしていることを勧案すると、会社の交渉態度は誠実性に欠け、労組法7条2号に該当する不当労働行為とされた例。</p> <p>0410 目的・手続き 分会長の中戸砂利洗浄場行き指示の拒否は、争議行為といふことができ、正当性の範囲を逸脱しているものとは認められないとされた例。</p> <p>1400 制裁処分 分会長の中戸砂利洗浄場行き指示の拒否は、不当に争議行為であり、同人に対する文書勧告及び23回に及ぶ懲戒処分は、労組法7条1号に該当する不当労働行為であるとされた例。</p> <p>1302 就業上の差別 配車差別の救済申立てが、疎明不十分であるとして、棄却された例。</p>
業種・規模	道路貨物運送業
掲載文献	不当労働行為事件命令集100集662頁
評釈等情報	

[\[先頭に戻る\]](#)

## 顛末情報

事件番号/行訴番号	命令区分/判決区分	命令年月日/判決年月日
中労委 平成 7年(不再)第2号	一部変更(初審命令を一部取消し)	平成11年 6月16日 決定

[\[全文情報\]](#) この事件の全文情報は約314KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader(無料)のダウンロードが必要です。

## 労働委員会命令データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[命令一覧に戻る] [顛末情報]

## 概要情報

事件名	奥儀運送
事件番号	中労委 平成 7年(不再)第2号
再審査申立人	奥儀運送株式会社
再審査被申立人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
命令年月日	平成11年 6月16日
命令区分	一部変更(初審命令を一部取消し)
重要度	
事件概要	<p>本件は、会社が組合の申し入れた砂利洗浄場業務に関する勤務条件に係る団体交渉に誠意を持って応じなかったこと、組合員X1に対し、同業務に従事しないことを理由として懲戒処分を行ったこと、及びX1に対して配車差別等を行ったことが不当労働行為であるとして、申立てのあった事件で、初審滋賀地労委は、同業務に関する勤務条件に係る誠実な団体交渉の実施、X1に対する懲戒処分がなかったものとしての取扱い及び減給等に係る賞金減額相当分の支払いを命じ、その余の申立てを棄却した。</p> <p>会社は、この初審命令を不服として、再審査の申立てを行ったが、中労委は、文書手交について、文言を一部変更したほかは、再審査申立てを棄却した。</p>
命令主文	<p>主 文</p> <p>I 本件初審命令主文第二項を次のとおり変更する。</p> <p>2 奥儀運送株式会社は、本命令交付後、速やかに、下記文書を全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部に手交しなければならない。</p> <p>記</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部 執行委員長 X2 殿</p> <p>奥儀運送株式会社 代表取締役社長 Y1</p> <p>当社が、貴組合所属のX1組合員に対して、中戸砂利洗浄場業務に従事しなかつたことを理由として行った懲戒処分は、不当労働行為であると中央労働委員会において認定されました。今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。(年月日は文書手交の日を記載すること。)</p> <p>II その余の再審査申立てを棄却する。</p>
判定の要旨	<p>2244 特定条件の固執</p> <p>2248 実質的権限のない交渉担当者</p> <p>組合員X1が業務命令に従うことに固執し、X1の勤務条件の話合いに応じなかった会社の態度は、全体としてみれば誠実性に欠けるものであるとして不当労働行為であると認められた例。</p> <p>1400 制裁処分</p> <p>業務命令を拒否したことを理由に組合員X1をけん責等の処分にしたことは、組合分会長であるX1の組合活動を嫌悪した会社が、X1の業務命令拒否を理由に不利益を課し、組合及び分会の弱体化をはかった不当労働行為であると認められた例。</p>
業種・規模	
掲載文献	不当労働行為事件命令集114集527頁
評釈等情報	中央労働時報 1999年9月 957号 17頁

[先頭に戻る]

## 顛末情報

事件番号/行訴番号	命令区分/判決区分	命令年月日/判決年月日
滋賀地労委 平成 5年(不)第1号	一部救済(命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)	平成 6年12月27日 決定